

不定刊行物

## 翔べ、優駿

(第39号)平成23年10月1日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0026 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

## お陰様で23周年

当事務所は明日で満22年になり、23年目に入ります。激動の平成時代に23周年を迎えることができましたのも、ひとえに皆様のご支援のお陰と感謝しております。

さて、私は当事務所創立20周年記念事業として山口線沿いの道を駅の写真を撮りながら歩く計画を立て、平成20年9月29日に益田駅を出発し、概ね月に1度歩いて、翌平成21年6月19日に新山口駅に着きました。しかし、一度、歩き始めたら目標を達成しても止まることができず、新山口駅から門司駅へ山陽本線を下り、さらに山陰本線を上って、今年の8月7日、遂に益田駅まで帰ってきました。私の線路沿いの旅はこれで一応終了かとも思われましたが、3年間に身に付いた習性で、月に1度は歩かなければ気が済まなくなっていました。そこで、9月25日、益田駅を出発し、石見の国を横断する新たなる旅を始めました。しかし、決して山陰本線を京都駅まで歩こうというような大それたことは考えていません。

また、本年3月11日の東日本大震災の復興費用捻出のため、高速道路休日1,000円均一も今年の6月19日をもって終了しました。この制度を利用しない手はないと考えた私は、平成21年9月の越後春日山を皮切りに、平成22年5月に会津若松、7月に米沢、9月に高野山、本年5月には川中島と手取川を、「ギとキの旅」（義朱鷲の旅）と称して、私が尊敬する上杉謙信縁の地を車で旅しました。しかし、高速道休日1,000円均一の終わりと共に、義朱鷲の旅は終わりました。

## 保証について

会社が倒産したり、個人が自己破産したりすると、保証人が借金の返済を迫られることになります。保証人は、お金を借りた人（主債務者）が借金を返せなくなった場合に初めて、主債務者に代わって返済する責任があると思われています。それは保証人が、お金を貸した人（債権者）に対して、まず主債務者に請求するように言える催告の抗弁権という権利と、催告の抗弁権を行使した後であっても、主債務者には差押えができそうな十分な財産があるということを主張すれば、まず主債務者の財産に対して差押えをしなければならないという検索の抗弁権という権利を持っているからです。しかし、現実の保証人は、そのような権利は持っておらず、主債務者より先に請求されても、主債務者の財産より先に自分の財産を差し押さえられても文句は言えません。それは、保証人とは言っていますが、実際には連帯保証人だからです。銀行などの債権者は、催告の抗弁権や検索の抗弁権などという面倒な権利を持っている普通の保証人はとらず、必ず連帯保証人にするからです。

また、保証人の中には、主債務者が絶対に迷惑をかけない、名前を書いてくれるだけでいいと言ったので保証人になったのだから、自分は払う必要はないと言う人が多くいます。しかし、保証人と主債務者との間の迷惑をかけないという約束は、債権者とは無関係な話しであって、そんな約束の有無に関わらず、債務者は債権者からの支払い請求を拒むことはできません。それは保証契約というのは、債権者と主債務者との間のお金の貸し借りの契約（金銭消費貸借契約）とは別の、債権者と保証人との間の契約であるからです。保証契約に直接関係のない第三者との間の約束は、保証契約には影響を与えないということです。また、単純に考えても、いざという時に迷惑をかけられるのが保証人の役目なのですから、絶対に迷惑はかけないという約束は保証制度と矛盾します。したがって、絶対に迷惑はかけないという主債務者の約束は、主債務者の心構えであって、努力目標に過ぎません。

私たち島根県司法書士会では毎年、高等学校や専門学校に出かけて、卒業する学生に法律教室を開いています。そこでも、私たちは学生に対して、保証人になる時は、自分で払う覚悟で、自分で払える金額の範囲の保証以外はしてはいけないと教えています。こうした保証についての心構えを全ての人が持って欲しいと願っています。